

2019年1月9日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
代表理事 片山 登志子 様

合同会社ユー・エス・ジェイ

回 答 書

貴法人の2018年12月5日付申入書に対し、以下のとおり回答いたします。

貴法人は、弊社のWEBチケット利用規約（「利用規約」）3条及び同8条が消費者契約法10条に該当し無効であると主張されています。

しかし、弊パークのチケットは利用規約に基づき販売するものであり自由な処分やキャンセルがそもそも可能なものではないこと等から、利用規約3条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限する条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には該当しません。

また、利用規約8条は、「法令上の解除または無効事由がお客様に認められる場合」に当該解除や無効の主張を行い得る旨を明示していること等からしましても、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限する条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には該当しません。

したがいまして、弊社としましては、利用規約3条及び同8条がいずれも消費者契約法10条に該当するものではないことから、貴法人のご要望に応じることはできかねます。何卒ご理解賜りますようお願ひいたします。

なお、弊社のWEBチケットストアでご購入いただいた入場券の一部につきましては、入場日を変更いただくことが可能です（https://www.usj.co.jp/ticket/guide/reschedule_wts.html）。入場日にご来場いただくことが困難となった際は、入場日の変更をご検討いただきたく存じます。

弊社では、お客様により充実したサービスを提供できるよう、引き続き努力して参ります。今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上